

/9

- #### 4. 安堵

- #### 4. 浄土真宗

1. 将軍が武士の領地支配を保障する代わりに、武士は幕府に対して軍役や番役などの義務を負った。
2. 天皇が派遣した国司が、戸籍に基づいて全国の土地や人民を律令の定めに従い統治した。
3. 有力な貴族が自分の娘を天皇のきさきにして、摂政や関白として政治の全権を握った。
4. 身分に関わらずすべての国民が選挙で代表者を選び、議会において法律を制定した。

- #### 4. 道元

1. 同じ土地において、1年のうちに米とそれ以外の作物を組み合わせて2回栽培すること。
2. 2年間にわたって同じ土地を休ませ、土壌の肥沃さを回復させてから耕作を行うこと。
3. 1つの大きな耕地を半分に分け、半分で稲作、もう半分で畑作を同時に行うこと。
4. 同じ作物を1年に2回、同じ田んぼで収穫できるように品種改良を行うこと。

1. 源氏の将軍が途絶えた後の幕府の混乱を見て、後鳥羽上皇が政治の実権を取り戻そうと挙兵した。
2. 平氏の勢力が強まったことに不満を持った後鳥羽上皇が、源氏と協力して平氏を倒した。
3. 北条氏の執権政治に反対した足利尊氏らが、後醍醐天皇と協力して幕府を滅ぼした。
4. 源頼朝が死んだ直後、朝廷内で権力争いが起こり、上皇が武士を排除するために兵をあげた。

- #### 4. 六波羅探題

1. 幕府を支持する御家人が東日本に限定されていた状況から、乱の勝利によって没収した領地に地頭を任命することで、幕府の支配力が西日本を含む全国へ広がった。
2. 元軍の侵攻に備えるため、九州地方の北部に鎮西探題を設置し、沿岸部の防備や西国の御家人の指揮を強化した。
3. 朝廷との融和を図るため、公家と武士の両方の性質を持つ公武合体政策が進められ、京都の治安維持は朝廷が自ら行うこととなった。
4. 徳川氏が朝廷や西国大名を監視するために京都所司代を設置し、天皇や公家の行動を厳しく制限する法を定めた。

1. 元寇での軍役負担により生活が苦しくなった御家人のため、売却・質入れた土地を無償で取り戻させた。
2. 承久の乱で勝利した恩賞として、御家人が没収した土地を自由に売買することを許可した。
3. 御家人同士の土地争いを防ぐため、領地の相続を嫡子（跡継ぎ）一人に限ることを命じた。
4. 貨幣経済の浸透に対応するため、年貢を米ではなく現金で納めることを全国の御家人に推奨した。